

第11回（仮称）大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時：平成20年10月10日（金）午前13時30分～15時30分

場 所：大口町役場 2階 第1会議室

■ 開会

[委員長あいさつ]

やっとな涼しくなったと思ったんですが、また暑くなって、今日はこういう格好で失礼します。今、参事からもお話がありましたけれど、本当に地区懇談会ありがとうございました。ただあれだけ連続しますと、私が地元の方でやっていることとか、地元の方でやっているというのは高蔵寺ニュータウンの再生ということで再生市民会議というNPOを立ち上げようと9月21日に設立総会を無事済ませたんですが、そんなこともあって少し体調を崩したりしまして、その間いろいろ本なんかを読んで、後で時間があつたら少しご紹介しますが。

ということで、地区懇談会でいろんなご意見をいただきました。またいろんなことを皆さんお感じになられたでしょうし、私もいろいろ感じ、それから変える必要があるところもあつたなと思っています。一番問題なところはやはり行政区ですよ。そこをもう少し何とかするか、どういう言い方をするか、とにかくあそこが参加と協働のまちづくりの一つの大事な単位といたしますか、そういうことになるんで、そここのところ辺りが今まで通り「お上」から、つまり役場が何かしてくれて注文をつけていけばということではなく、もう少し風通しのいい形にしないとこの参加条例というのが形だけのものになってしまうような気がしているのと、それからもう一つは、やはり今回お集まりいただいた方、若い女性の方も地区によってはいらして、各地区で様々ではあつたんですが、若い方の意見というのがやはり無かったかなというのと、もう一つは、これからの大口を支えていく子ども達ですね。今、子ども権利条約というのが批准されて、これからどうするかということで、少子高齢化ということで、子どもが少なくなる、未来を支えてくれる子どもが少なくなるということで、各地でいろいろな取り組みがされようとしている。やっぱり、こういう参加ということに対しても子どもは、「選挙権がないじゃないか」とかではなくて、子どもの頃から関心を持ってもらい、これからの大口町のまちづくりについて、何か良い事を言ってもらおうということで、子どもの参加ということもあつていいのかなと思ったりしました。いろんなことを皆さんもお感じになつたりお考えになつたりしていると思いますので、これをきっかけにもう一度見直しをして、今日もまた議題にもありますが、今後の進め方の中で、議会とどういうふうにやっていくか、議会の皆さんの意見をお聞きするという重大なこともありますので、その辺も済ませて、この条例ができると思います。

前々から多少聞いていたんですが、三好町で住民参加基本条例をつくっているという話がありまして、まだやっているだろうと思っていたら、もうできていて、10月1日から施行する話になっています。「資料を送ってよ」と言ったんですが、なかなか送ってくれなくて、今日出掛けにドサッときましたけれども、朝、事務局にお願いして、ホームページから打ち出したものがありますが、参考にとということで、一番近いところで一番新しいものができたので、ちょっと見ていただくのも参考になるかなと思います。今日、これに触れることはないかもしれませんが、一度ご覧になっていただいて、大口町のまちづくり条例にも活かせるところがあれば活かしていくというふうと思っ

ております。どうぞ今日はよろしく願いいたします。

[町長あいさつ]

こんにちは。朝夕めっきり涼しくなってきた感がありますけれども、先ほど委員長さんからご挨拶がありましたように、大変日中の陽射がきついものがありました。今日も外へ出かけたんですけども、上着を脱がなきゃいけないなど、こんなことを考えたところがございます。そうした暑い中、そして、お忙しい中、策定委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、先ほど、ご紹介がありましたように9月5日から始まりました地区懇談会につきましても、熱心にご参加をいただき、住民の声を直に聞いていただく機会を持っていただきましたこと、改めて厚く感謝を申し上げます。これも委員長さんのお言葉にありましたように、今これから住民参加条例がどう地区の中で活かされていくか。あるいは、行政にどう活かしていけるか、こういうことがやはり一番の私どものテーマでありますし、今、大きな課題を考えつつ、この解決に向けて職員が努力をしてくれるわけではありますが、町にとっての課題が住民と協働して解決できるかどうか。こういう問題につきましても温度差が非常にある。あるいは、そのことに対して大変重要な案件ではあるけれども、人に任せきりである、うまくおさめてほしい、こういうようなことであります。とりわけ、財政豊かな大口町にとりましては、喫緊の課題であると、そういうふうに思っておりますし、財政が大変苦しい自治体にとりましては、既に違うエレベーターに乗り換えている。沈みゆくそのエレベーターから上がりゆくエレベーターへ乗り換え始めた、こういうことであります。私どもも、合併懇談会がこの地域で2003年に始まりました。2003年の3月には、合併についてのいろいろな意見交換をしようということで、各自治体に電話を入れたわけですが、余り検討していないという状況でありましたが、2003年の11月頃になるとそういう話題がずっと持ち上がって、いよいよ検討協議会が持たれるようになりました。そうしていきますと、みんなが集まって、これを協議をする。残念なことに、まちづくりに対して提案をしたわけですが、これが理解されぬままに、行政主導型でその話が進んでいった。最後には都市内分権ということが理解をされて、協議をされたわけではありますが、2004年の11月からかかって3月には「こんなことをやっている間は間に合わない、法定協議会に持ち込もう」、こういうことになって、大口町はそこから脱退をすることになったわけがあります。行政主導ということが習慣になってきている。住民自ら考える、あるいは協働する。これが大変難しいことということは、今さらながら感じていることでありますし、そうしたものを解決できる参加条例、これを待望するものであります。情報の公開あるいは共有、そうしたことをスムーズに進めていけるように、そして、開かれた議会、そういったことをやはりこれからの行政の中で、取り組んでいきたいというふうに思っております。皆様方の各段のお知恵をいただきまして、ぜひ早急にこれを作り上げていただけるとありがたいと、今、強く思っているところであります。よろしく願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

[議 題 1] 平成20年度地区懇談会の結果について

※主幹より資料1「まちづくり地区懇談会アンケート結果」に基づき説明

委員長

これについて、委員の皆さんから少しずつ簡単でけっこうですが、感想というか、どうでしょう。

私は、本当に区によって違いがあるという感じがして、例えばアンケートの回収のところなんかを見ても、大体はいいんだけど、ガタッと悪い河北とか、「この辺が分からない」とかおっしやっていたところが関連しているのかと思ったり、大体皆さんは、骨子構成案に対して理解ができたと言っているんだけど、逆に分からないとか、「条例ができることでまちづくりが変わると思いますか」という設問で、「変わらない」と否定的に言ってらっしゃるところの方が気になったなという感じがしますね。大方は皆さん非常に同意してくださっているんですが、「分からない」とは、これだけ説明しているのに分からないというのはどういうことだということもありますし、「前もって示してくれるといい」というのは、広報にきちんと載せて見ていただけていると思っているので、やっぱり広報とはその程度のものなんでしょうかね。そういうことで、私の感じとしては、少し時間をかけてじっくりやっついていかないといけないということと、最初に言ったとおり、地区そのものの在り方みたいなものももう少し考えないといけないのかなという、ですから、この条例の骨子・構成案そのものというよりは、そちらの方が少し問題が大きいという、そんな感じがしましたがどうでしょうか。それぞれ皆さんからお願いします。今日の結果をご覧ください。

委員

私は、一応全地区出席をしたんですけど、一番自分の頭に残ったのは、やはり区の制度、現状が、100年程前にできたと聞いておりますが、世の中が変化をしてきて、進んだ企業がこれだけあって、今、町外からの働きにきていらっしゃる方が1万余名いらっしゃる。そういう中で、この区の制度だけが、良い面もありますが、何か取り残されているという感じがものすごく強く感じました。私が住んでいる余野区では、この5年間に人口が増えている割合が、約70%増えているんですね。ということは、少しずつ人口が増えています、これはほとんど、余野区だけではありませんが、ここの住宅地で増えているということで、余野の区長さんがいみしくも非常に大変だと、他の人口の少ない世帯数の少ない区と比べると大変だと、区によって価値観もずいぶん地域によって違う。この条例をそういうことを背景にして作るということは、一概に区の役割とか、区の責務が、今のままで良いのかということを感じました。それからもう一つは、ほとんど議会の議員の方が自分の出身区にお見えになっていまして、私はここで申し上げた議会の議員さんのその地区においての代弁をされた方が数人いらっしゃったと、そういうことも感じました。今後議会に承認をいただくためには、その辺が大事じゃないかと思えます。それからもう一つ、今、住民の方も誤解をされている面がある。いわゆる町の行政全般に対してもですね、例えば具体的な例をあげますと、一番最後のさつきヶ丘区で、ここには書いてありませんが、町が、区の役員、班長さんとか副班長さんとかいろいろとありますが、そこに命令をしてやらせると。例えば、お宮とか神社仏閣に対する寄付を集めさせているんだと。町はそんなことさせていませんよね。そんなことをしたら大変なことになりますので。これは区でもって、区でもそういうことをさせてはいけないんですよ。判例も出ていますし。そういうことを絶対にさせてはいけない。神社の寄付を班長さんに流して集めてきてくださいというのは。そういうこともまだ…。

委員長

その辺が、100年の伝統でやってきたところに新しい住民の方が入っていらっしゃって、理解していただけなくて。

委員

要は、日頃の行政と住民の皆さんの理解が足りない。これは行政が悪い、住民が悪いというのではなくて、今後条例を通じて、いかに理解し合っていくかが大事だと思います。

委員長

今のお話にありましたけれど、去年と比べると、議員さんが、どこでも顔を出していただきましたね。逆に議員さんがいらっしゃってなんとなく、発言が少なかったようなということもあったり、なかなか微妙な気がしますけれど。

職務代理者

河北では、一体議員は何をやるのかと。役場はしっかりして、住民がこれだけやれば、議員さんはこれから何をやるんだと。

先生と委員のお話のように、やはり、行政区、自治区を抜本的にどうするかということですね。行政課は、「行政区と関係ないんだ」とおっしゃいましたね。それから地域振興課長さんに先ほど少し聞いてみましたら、区長さんとの接触はほとんど皆無に近いと。後、生涯学習課が関係があるというぐらいのお話で。とすると、100年の歴史があるかもしれませんが、同時並行で進めないといけないことと、こういうヒアリングを何回やってもボトムアップでやっていくことはいいんですけど、日常の、役場と住民の不信は、永久に解消できないんじゃないかというぐらい悲観的になりますね。途中から悲観的になってしまったんですけど。それから、説明も上からしゃべっているんじゃないんですけど、今まで我々がやってきたことは少し違うと、そうするとやはり、極端な話、町長にお話して。自治区を何とかしないといけないと思ってみえる。下小口からも出ましたね。極端な話ほうまくやっているさつきが丘のように区長さんが、副区長、区長、長老というように3年にわたってしっかりやってみえるところは、手応えがありましたね。ああいうようなことを区に任せておかないで、それこそ区長さんの手当も議員並に出してあげるぐらいの抜本的なことをやらないと、ずっとこのままで行くんじゃないでしょうか。そんな悲観的な気持ちもあります。

委員長

それではこういう条例がいないかという、むしろこういう条例をつくって、これを運用していく中で、皆さんのいろいろな活動、町民の皆さんの意識を高める活動をしていくというしかないんじゃないかという気がします。

職務代理者

ここが少し以前にも分かれたところですね。条例が先か、同時並行的か。

委員長

同じことだと思いますよ。もう一つは、こういう地域組織ではなくて、町民の活動をいろいろつくっていくというか、NPO活動とか、それぞれの地区とか余り関係なくて、活動自体に目的を持ったような活動が盛んになっていくことによって、この地域でいろんな動きが出てくるので。一方的に行政区だけを根拠にするという条例ではないわけだから。その辺が大きい問題ではあるんですけども、全体で町民活動を促進しながらそういうのを一緒に協働でやっていきたいと思いますという。

何かそういう中で、少し道が開けてくるし、その段階でまた見直すところがあったら、条例の方も見直すとか、そういうことでも良いのかなと考えたりしたんですが。どうでしょう。皆さんにも伺いたいんですが。

委員

なかなか参加させてもらえなかったんですけど、今、まとめていただいたものを見させていただきますと、やはり私としては、こういうものを進めていった方がいいんじゃないかと思っているんですが、皆さん、少し勘違いをされているのかなど。何か強制的に義務付けられるのではないかと。やってほしいと思われている方は、今のシステムが機能しないから自分の声が届かないので、何とかしたいというのがあるんですけど、行政区が阻むというか、そういったものが邪魔をしているというか、それをひしひしと感じたんですけど、それはなんともならないんですか。

委員長

そうしたことを了解してから条例をつくりましょうとってはなかなかできないので。

委員

分かりやすく説明してほしいというのがあって。

委員長

もう少し皆さんに分かりやすい言葉とか、その辺はもう一回きちんと細かく検討をする必要があると思います。

委員

既に、こういう条例が制定されて、具体的にこういう問題が町民とか市民の方から、例えばこういったものがある、〇〇市では、こういう問題提起があって、こういった条例が利用されることによって、こういうふうになりましたというような具体的な何か説明があると、「そういうふうになっているんだな」というのも、いいんじゃないかと思ったんですけど。

委員長

委員は既に活動をしていらっしゃる、そういう立場でどうですか。今回は地域での声を聞いていただくということですが。

委員

今までこの会議に出させていただいて、私はこの条例があることで、自分たちの活動がという、どちらかというところ、そういうところに目が行っていたんですけど、地区を回らせていただいて、地区の役員をされている方たちの背負っているものとか、そういうのが全然私たちと違って、義務だとか、絶対にやらなければいけないものとか、100年続いている部分で、やっていくことが難しいにも関わらず、やっていかなければいけないことがある中で、問題をたくさん抱えていて、きっと次に今すごく良いものができようとしているんだけど、それに目を向けるだけの、目の前の問題が余りにも大きいのかなということを感じました。私は余野に住んでいるんですけど、

この地区懇談会があった1~2週間後に子ども会の会議に出席することがあって、そこで秋祭りの話をしていたんですけど、予算がどうか、例年のようにはいかないとか、やる内容は同じにしないと住民の方からは今年はやっていないと言われるけれど、でもやっぱり実際にお金がないから回らない、困って、どうしよう、どうしようと言っている会議にたまたま顔を出したときに、ここにそういう現実があるんだなと、ここでもうちょっと条例が浸透して、いろんな方が、NPOとかいろんな方たちが支え合いながらもっといろんなやり方があるということ、やり方は同じなのに、例えばお金だけはないけど、全く同じようにやらないといけないというところで止まっちゃっているような気がして。そういうところでこの条例ができることで、もっといろんな方法があって、もっと手を取り合って、それぞれ考えて良い方法を見つけていけるというふうになったら、良い自治区になっていくのかなと感じました。

委員

大口町の住民の方は、たぶん余り不安とかが少なく、いつも良いものを与えられて生活していたと思うんです。与えられるばかりで。それがこういう協働、参画とか参加となると、これからは自分たちが動かないともらえない、与えられないということになると、被害者意識があるのではないかという気がするんですね。いつも上から与えられるありがたみとか、それが普通だったんですけど、それが、「自分たちが動かないと何にもやってくれないのか」、「何にも言わないと動いてくれないんじゃないのか」、そういうのがあったように思います。でも、「この条例ができたら良いのにね」という方もあったんですね。ただ、「それについていくまでに少し時間がかかるのではないか」という話がありました。それとやはり私は、小学生の子には少し難しいかもしれませんが、中学生の方にはフォーラムに出てきていただきたいなど。中学生ぐらいになると、考え方も固まってきていると思うし、親の意見に流されることなく、参加したり意見が述べられるのではないかと思って。やはり、小さいときから政治のこととか大口町に関わっていただきたいと思いました。

委員長

その辺も含めて、私は、子どもの参加があっても良いのではないかと思います。それを入れるとこれからの新生大口というあたりを背負ってくれる子どもたちも入るから。

委員

小学校の5~6年生で大丈夫かなと思ったりもしたんですけど。やはり小学生ですとお母さん、お父さんの意見が大きいかと思ったので、小学5~6年生か中学生ぐらいからかなと思いました。

委員長

今おっしゃったように、行政区とは今までとにかく与えられて、何か不都合があると文句を言えばまたそれを解決してくれるという、何かそういう仕組みができてしまっていて、どっぷり浸かっているもんだから、今度は、こういうのができると何かしなくちゃいけないんじゃないかという。そういうことで、事務が増えるんじゃないか、やらせられるんじゃないか、何かそういう意識をちょっとお持ちになったのかと思うので、これをまずやって、うまく運営してやっていけば、追々良くなるのかなと思います。

委員

そうですね。そういう意見を述べた方が帰りに、「これがきちんとできたら良いのにね」「施行されていけばいいのにね」と言われたので、良いのかなと思いました。

委員

これが施行されれば本当に良いものだというふうには皆さん分かっているんだと思うんですけど、何か、それが実際に行われると、「押し付けられるんじゃないか」とか、「余分なことをしなければならなくなるんじゃないか」とか、そういった自分自身が動かないといけないと。今まではただ単に言っていればいいということだったんですが、やらないといけないというのと、たまたま職場の方で住民の方がみえたので、数名出ていただいて、それが終わってから職場の方で、小一時間喋ったんですけど、「ちょっと良く分からない。もう少し例題か何かがあって、こういうことだよということがあればもう少し分かりやすかったかなということが言われて、何か、書いておかないといけないよね」ということと、「大口としては、このままでも特に困っていないんだけど」という。「それをもっと良くしていかないといけないでしょう」と言ったりするんですけど。とにかく「そういうことを進めているのでPRしてください」という話はしたんですけど。本当に期待する部分が多分にありますね。

委員

子どもの意見も大事かなとつくづく思いました。これから背負って立つ、大口町をよりよくするためにと。私も名古屋にいて、大口の小学校へ10歳ぐらいの時に引っ越して来て、本当に良い町だと自慢して胸を張って言えることだと思うので、小学生ではまだ何を考えているか分からないんですけど、中学校の思い出ってすごく強いし、校舎が壊れたことで寂しい思いもしたし、お年寄りのところに行くと、「あんた大口生まれで大口中学校出たの。うちの子どもはね、うちのおじいちゃんね」という話も出るので、そのためにももっと大口町をより良くするためには、子ども、孫、ひ孫まで続くような、子どもを大事にして入れていただきたいというのと、やはり言葉がなんとなく難しい。この会に出席させていただいて、何となく条例っていうことは分かったんですけど、地区へ行って、「なるほどな」と思ったことも多々あるんですね。恥ずかしい話しながら。なので、やっぱり住民の皆さんが1回2回とフォーラムに来ていただいて。アンケートを見ると「良く分かった」とか、そういうふうには皆さん考えられているので、「すごいな」と私は逆に思ったんですけど、より良い大口とするためにもう一つ階段をステップアップするために、せっかくだから大変かもしれないけれど、手探り状態で良いふうに向かっていたらと思います。

委員長

子どもについて皆さん意識の中にあって、賛成していただけたなと思うんですけど、子どもに限らず、参加ってというのが、参画を含んでいるんだよという説明がありましたよね。だから、そういう参画、子どもが参画するときに、あるいは町民の何人かの人々が参画をする時に、どういう手続き、どういう言い方をすれば参画ができるのか、意見が言えるのか、何かその辺がちょっと骨子・構成案の中では良く見ないと分からないというか、それを聞いてフォーラムをやりますよというということなんだけれど、どうやったら参画、提案・提言ができるのかという、その辺が抜けているのかなという、どういう形で提言をしたら良いのか、何か一人が言えればいいのか、どこの窓口に

行くのか、どういう形式で言うのか、何かその辺が抜けているのかなということがあって、特に子どもが何か言いたいときに、では子どもの意見をどう受け止めるのか、その仕組みを考えておかないと、「子どもの参画はいいね」としても、具体的な形がみえないと上手く参画してもらえないなという感じがあって。町民の皆さんがどういう形で参画できるのかが、具体的に見えないという感じが私はしていますね。

委員

私、これを見てまず感じたのは、地区懇談会は2回目ですよ。1回目に比べて、これだけいろんな細かな意見が出たというのは、この条例が何をやろうとしているのかが、大分皆さんに伝わったのかなと。伝わったからこそ鋭い意見が、細かい意見が出てきているのかということで、認知度がだいぶ高まったのではないかと思います。それと全体を通していうなら、未だ町への不信感が根強いという。「この策定会議の委員はどうやって決めたの」という質問もありましたよね。だから、このやり方って、従来の町のやり方と変わっていないんだと思うんですね。町民から見ると。「町を変えるぞ」と、町を変える条例をつくっているその組織が変わっていないから、町民から見ると、また町は何かやっているぞとか、もっと言うと町が責任回避のためにやっているぞとみられていると思うんですね。だから、条例が先か何か先かという議論が少しありましたけれど、この条例をつくることが変わったことを表すというか、変化の兆しがこの条例策定によって皆さんに伝わらないと、「また町は勝手に何か条例をつくったぞ」で終わってしまう、どれだけ我々が頑張っても、良い条例をつくったとしても。だから、この条例をつくる過程が、皆さんに「変わったぞ」と伝わらないと、何度地区懇談会をやっても同じじゃないかという気がしてきたんですね。何度か前に言ったと思うんですけど、「条例の文章が難しい、分からない」というのは、前に言ったと思うんです。この条例自体を「世の中にない平たい文章で作らしましょうよ」って。確かに一言提案したと思うんです。そういうことをやって見せれば、「あれ、変だぞ」と、「条例といいながら、こんな文章今まで見たことがないぞ、今度の条例は違うかもしれないな」って思ってくれるとか、それからもう一つは、この条例がないとできないのかという質問が書いてありますよね。足かけ2年3年つくって、条例をつくっている間は、旧態依然なのかと言われれば、そのとおりで、町を変えなきゃいけない条例をつくっている間は町が変わらないというのは、やはりおかしいので、ある意味、桜さんの何とかというのはありましたよね、それは現にあるんだから、それを使った意見は、もう今日からでも町の対応は変わるんだぞというのが連動しないと、本当に変えながら条例をつくっていかないと。条例ができるまではちょっと待つてということで3年掛けていたら余り意味が無い気がするんです。だから、この条例を作るやり方から変えていかないと、町民の方には理解してもらえないのかなという気がしています。

委員長

作り方でも、かなり住民の皆さんの意見を聞きながらということで少しは変わっていると思うんですけど。

委員

町民からすると変わっていないんですね。

委員長

町民の受け止め方からすると、あんまり変わっていないなど、上からくるという感じで、こういう感じが大きいんだろうなど、そんな感じがしますよね。ですから、今後の進め方という話にこれからなっていくんですけれど、最初に申し上げた三好町のは、つくっているぞという話があって、大口町みたいにもう少し丁寧にするのかと思ったら、もうできていて10月1日から施行されるということで、「何だ、いつの間にできて、相変わらずだな」という。

委員

これが全体ですか。簡単ですね。

委員長

「簡単にしたんだ」と、そう言っていましたけれど。何か、簡単すぎるかなという、条例というものをつくればいいんだというような。そういう意味で、これから今までかなり努力はしていたんだけど、町民の皆さんには、旧態依然として同じようなあれだねという受け止め方が大きいとすると、これからまた少し、変わっているんだぞというのを分かっていたいただきながらやっていくという、何かそういうことが必要かと思うんですが。

職務代理者

先ほど委員が子ども会の話をしましたけれど、私、今ここに来る前に下小口の作品展で家内と私と作品を出してきたんですけれど、子ども会の方は、役員さんが非常に骨を折って子どもをうまく誘導して、絵なりなんなりを出させていて、「お金はどうするんだ」とたまたま聞いたら、これは学供から出ると。下小口はですよ。ということで、非常にうまく運営をしているし、3世代が混ざり合った作品展が下小口ではできているなどと思ってここに来たんですが、部分的には非常にうまくいっているところと、各自治区で非常に違いがあるというような感じがして。しかし、総じてこの大口町はパワーを持っていると、だから条例を積極的に進めるし、これに三好も足していただくと、非常に言葉も似ていますね。そういうことだと思うんですが、大口町との違いは、先生や皆さんがおっしゃるように自治区をどうするのかということをやっぱりちょっと方針としてでも決めていただきたいと思うんですけれど。それから、議会との懇談会という言葉もありますけれど、今までのように、説明を懇談会のようにやるのではなくて、「自治区をどうしようと思っているんだ」という、これまでの成果を踏まえた上で、テーマで自治に迫るということだと思うんです。だから、条例の構成案を細かく説明していても始まらない気がするんですね。

町長

先ほど先生の方からも、委員の皆さんからも子どもの参加について、ご意見を伺いました。自治区に対しても少し話がございまして、昔読んだ本のことを考えていたんですけれど、スイスの方の地方分権というのは、100人、200人単位の自治区がある、こういうことです。そういうことから考えますと、その部落はどうしているかということと全員参加でやるんだと。直接民主主義、全員が出て、賛成、反対を唱えながら自治を進めていくという話を読んだことがありますけれど、今、参考になるか分かりませんが、区の在り様を見直していく、そういうことで民主主義の在り方も直接民主主義に近づいていく、そういう中では小さな自治にしていく、区制度で千何百人おみえに

なる、それが一地区であるというような、戸数にしても千数百戸のところも一つ、200戸のところも一つというようなことをもう一度、自治の在り様を見直してみるのも一考かなと、そういうことを少し感じました。

委員長

そういうことで、今委員からも出たんですが、今後の進め方の方へ行きましょう。これも資料4ですか、事務局の方で考えていますので、まずそちらから。

【議 題 2】 今後の条例策定の進め方について

※主幹より資料4「今後の条例策定の進め方について」に基づき説明

参事

議員懇談会は、10月30日ということで議会と調整をしたんですが、議員さんが揃わないということなので、11月14日であれば議員さんが全員揃うということであります。私の方としても14日なら対応できるということで、14日の9時30分をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

職務代理者

それは、委員全員が出るという前提なんですか。

参事

懇談会ということですので、出ていただきたいと思います。

委員長

なるべくということですね。

職務代理者

説明は、最初の約束で言えば事務局がするということですね。

参事

説明します。その後の意見のやりとりということですね。

職務代理者

懇談するんだったら、いろいろとあると思うんですけど、「聞いてきたけれども、こういうふうだと思うが、どうかと、そのことについて議論しましょう」という。そういうテーマを。ちょっとでも進歩するように。それから私にとっては、議会の議会条例を進めていただけてやっていただく。他所の町はこうです、ご存知でしょうかと、推し進められるような形がとれないでしょうかね。

委員長

基本的には、皆さんに出てもらうのは懇談会で、一度説明はしておいていただくというのは必要

ではないですか。だから、先ほどの話だと、区長会が10月15日にありますよね。その前に資料と骨子・構成案を持って行ってこういうところだとまず一段説明をしておいてください。

参事

そういうことだと11月14日がその日になって、懇談会がまた後になってしまいます。

委員長

午前中だけですよね。14日としても。とすると、そこで説明だけで終わってしまう。向こうからパラパラと質問があってお答えするのではもったいなくて、前もって説明をして、その内容についてまず認識をしておいていただいたり、問題点など多少聞いておいていただいて、それで懇談というのでそういうことについて懇談するし、こちらが議会に対してこういうことを思っていますというやりとりをするのが懇談では。あまり向こうから一方的にやられるのは。それは、手続きとして必要だと思いますけれど。懇談会という実をとりたい気がします。そのためには、説明に時間をとられてしまつてというなら、それは事務的に済ませておいていただいて、それで懇談をしたい。

委員

議員の皆さんに質問をしてもいいんですか。

委員長

そういう懇談会にしたらいんじゃないかというのが私の考え。質問というか、こちらからも投げかけて、向こうから一方的にで、こちらがお答えしますというなら、これは事務局で答えてもらえばいいことですよね。

参事

そうしましたら一度そういう方向で、事前に私どもの方で説明をした後に懇談ということで議会には提案をしてみます。

委員長

それだったら、まず事務的なところは事務局でやっていただいて、もう少し本当の懇談会のやりとりがあるというような、せつかくやるならその方がいい。

参事

そういう形で提案をしてみます。

委員長

それでは一応11月14日に、そういうステップがあった後に懇談会ということで。

参事

懇談会は、11月14日ということで。

職務代理者

委員が言われたように、策定をしながら進んでいく、変わっていくというところをいろんなところに見せていくと。そして、「では議会条例をつくろう」という動きになればというふうに。

参事

7月の中旬に、全員ではないんですけど、総務文教常任委員会で、そのメンバーを対象に地区懇で説明したような内容の説明をしたことはしたんですけど。一度、議員さん全員を対象にした説明会を先にさせてもらって、その後、懇談会ということをご提案させていただきます。

委員長

町民の皆さんに、区長さんもそうですけれど、かわら版をつくるというのがあるんですね。それは分かりやすく町民全体に対して、「地区懇談会をやりました。そこで出た意見はこうでした」という大きく幾つか問題点が整理されると思うので、それをふれあいまつりでパネル展示をしますということですか。

委員

ふれあいまつりの時には、アンケート結果をまとめたものだけですね。

参事

天気良ければ外の方がいいかもしれませんね。

委員

この間と同じ場所に張りますから。

委員長

ベースがあるなら、今までのかわら版とか骨子・構成案を全部含めてということで、その場でも皆さんのご意見をいただきますという紙を置いておいて。

参事

後、前回、第1回の地区懇談会の時にもお願いをしました団体へのグループインタビューを行っていきたく思います。

委員長

ここに幾つかあるんですけど、もっと他にもできれば。

委員

町民活動まかせてネットをNPO登録団体にする予定でいるので、ぜひそこにも。

委員

そこは、NPO団体が十幾つ入っていますから、まとめて意見が聞いていただけるし。

参事

職員についても、仕事はかなり変わりますので、もう少し説明をしていきたいと思っています。

委員長

これは地区懇談会で出た話も含めて、役場に対して出た意見もお示しをしながらやられると。これは大事ですね。具体的な日程はまだですか。

参事

まだです。それから、骨子構成案の修正も意見が出ておりますので、考えていくというのが一点と、それから前文の作成を考えています。

委員長

どうでしょうか。これは皆さんでこの辺をこうというような、それぞれどんどんメール・ファックス等でいただくということにしましょうか。

委員

私がやるとマンガのように分かりやすくなっちゃいますので。分かりやすくなりすぎてしまう。

委員長

委員には、ものすごい長文をつくっていただきましたが、もう少し簡潔にというか、短くて中身の濃いというような。難しいですが。

職務代理者

三好町のを3回ぐらい読ませていただいて、事務局は自信を持っていいですね。前文もこの程度だったらすぐ書けますから、サラサラと。詳しく書きたくなるから長文になるんで。余分なところをそぎ落としていけば。

参事

説明してきたような構成ですね。

委員長

社会的な背景と、今までの歴史と、それからこれからのあれで、これを住民と協働でやっていますという4つですね。

参事

そういうところを皆さんのそれぞれの想像力で。肉付けしてもらったものをどんどんメールで。ファックスでも何でもいいです。

委員長

ではその辺で。前文だけではなくて、子どもを入れる。子どもという定義をして子どももできま
すよという。それから提言の仕方が、提言を受けてというのはあるんですが、提言をどういうふう
に受けるかが大事だと思うので、ここをつくらないと。

構成案の修正はこれとして、フォーラム。

参事

これは日程の調整をしたいんですが、地域振興課のフォーラムは来年を予定しているということ
なので、何とか私たちは地区懇談会を9月にやって、それからなるべく早くと思ったんですけど、
12月20日の土曜日ぐらい。昇先生とまだ連絡がとれていないのでまだ何とも言えないんですけれ
ど。年内に何とかしたいと思っているんですけれど。

主幹

それができなければ一緒にということもありますね。

参事

来年になれば一緒にということもありますが、なるべく早い方がいいと思いますので。

委員長

どうでしょうか。年末のお忙しい時でもありますけれど。

職務代理者

年末は皆さんいろいろなお楽しみがありますので。これは職員ももちろん参加ですよ。かなり
大規模な会合ですね。

委員長

それで、一応できあがって、来年になってパブリックコメントにこぎつけたいと。

参事

最初は12月の議会を年度の初めには思っていましたけれども、やはり難しい。どんどん遅れて
いくということで。3月議会を目指してと思っています。

委員長

3月議会にうまくすんなり運びたいですね。そういうことでよろしいですか。

職務代理者

三好町もプロフェッショナルがつくっているんですよ。それに負けないぐらいだからこれだけ
できたら立派だぞと。自分達で勝手に思いましょう。

委員

条例案というのは何をもってつくれるんですか。条例案の作成というのは。

委員長

ここで最終案をつくらなければいけません。

委員

その条例案をつくるスタートは何をもってスタートするんですか。

参事

フォーラムが終わったらですね。

委員

今つくっている骨子・構成案を誰かが承認するとか。

参事

そういうのはないです。

委員

我々がもういいと思えばいいんですか。

参事

案としてはそうです。

職務代理者

答申という形で町長に渡すんですか。

参事

こういうふうにとまりましたと。

委員

それを議会にかける。

参事

そうですね。考え方としては、答申そのものでなくても良いと思うんですけど、答申そのものでも問題はないということだと思いますので、それを議会にかけると。

委員

解説書はいつのタイミングでつくるんですか。

参事

一緒ですね。

委員

条例骨子を法規ルールに基づいて条文形式に変更というのは、これは法規ルールに沿うとはやらないといけないんですか。

参事

三好町のようにですね。ただ、三好町のも「ですます調」になっていますね。

委員

それと並行して解説書もつくるんですよね。法規ルールに則らないといけないんですか。

参事

三好町が「ですます調」になっていますよね。形態の文章になっていますので、例えばこの中でそういうふうにしたいということであれば、そういう答申をすれば良いと思いますね。このアンケートの結果でもなるべく分かりやすく、身近に感じられるということが出ていますので、そういったところに配慮してということはあると思います。

職務代理者

いろいろと思うところがあったものを、文言を付け加えて事務局にお出しすればいいですか。

参事

それはまた議論したいと思います。

委員長

取りあえず、その素材となるものを皆さんに出していただく。ぜひメールでもファックスでも郵送でも直接でも。なるべく近々に。今日の議題はそんなところですね。

参事

そうしましたら、議会との懇談会については、14日に懇談をするということでその前段として、議会への説明を事前にするという調整をしてみます。また結果は連絡させていただきます。フォーラムについては12月20日をしたいということで、こちら調整させていただきますので。

委員長

ふれあいまつりは、主催はどこですか。

委員

主催は、ふれあいまつり実行委員会と町の協働です。

委員長

ということで、そこにパネルを展示してアピールするということですね。そこでもまたなるべく

意見をいただければいいですね。

※委員長より参考文献の紹介

参事

次回の日程をよろしいでしょうか。議員懇談会が終わった後ぐらいで設定しようと思いますけれど。

委員長

ということは、議員懇談会の如何によって、もう一度皆さんの意向を伺ってということになりますね。12月20日にフォーラムをやるということですので、12月の半ばか初めに。

参事

なるべく、フォーラムの準備などもありますので、11月の終わりぐらいで。12月は議会もあるので。

※日程調整

■次回会議

平成20年12月1日（月） 午後1時30分から

職務代理者

今の骨子構成案に対する追記とか前文は皆さんにいつまでをお願いをしますか。

委員長

前文も含めて11月半ばぐらいに。

参事

11月10日前後ということをお願いします。

参事

それでは、次回は12月1日（月）の午後からということで。それからいろいろ骨子構成案に対しての意見とか変更とか、それから前文については、11月10日頃に。

委員長

それでは、今日はこれで終わります。ありがとうございました。

■ 閉会